

今 治 市 地 域 防 災 計 画

【風水害等対策編】【地震・津波災害対策編】

今 治 市 水 防 計 画

修 正 概 要



令和 6 年度修正

目 次

1	今治市地域防災計画・今治市水防計画修正の背景と方針	1
(1)	今治市地域防災計画の修正の背景と方針	1
2	今治市地域防災計画・今治市水防計画(令和6年度修正)の構成	2
3	今治市地域防災計画・今治市水防計画(令和6年度修正)の主な修正内容	3
(1)	災害対策基本法施行令の改正への対応	3
(2)	国の防災基本計画の修正への対応	3
(3)	愛媛県地域防災計画の修正への対応	4
(4)	愛媛県水防計画の修正への対応	4
(5)	令和6年能登半島地震等の新たな災害の教訓や知見による修正	5
(6)	今治市の防災対策の変更等による修正	5
資料	令和6年能登半島地震を踏まえた問題点・課題の整理及び見直し項目の検討	6

1 今治市地域防災計画・今治市水防計画修正の背景と方針

(1) 今治市地域防災計画の修正の背景と方針

令和4年度(令和5年3月)の修正以降、令和6年能登半島地震(2024年1月)が発生した。また、災害対策基本法施行令の改正、防災基本計画の修正、愛媛県地域防災計画の修正、愛媛県水防計画の修正、各種ガイドライン等の改定等がなされた。

このような背景を踏まえ、以下のとおり修正方針を設定する。

<今治市地域防災計画・今治市水防計画(現行計画：令和4年度修正)>

<国・県・市の動向(令和5年3月以降)>

○国の主な動向

- ・令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の検証
- ・災害対策基本法施行令(令和5年9月施行)等の改正
- ・防災基本計画の一部修正(令和5年5月、令和6年6月)
- ・防災に関する指針・ガイドラインの改定 等

○愛媛県の動向

- ・愛媛県地域防災計画の修正(令和6年度(予定))
- ・愛媛県水防計画の修正(令和6年5月)

○今治市の動向

- ・今治市の防災対策等の変更(市による緊急輸送道路((仮称)緊急活動道路)の指定、島嶼部での林野火災の発生に伴う対策の強化)等
- ・今治市の組織機構改編
- ・今治市の社会情勢の変化による変更 等

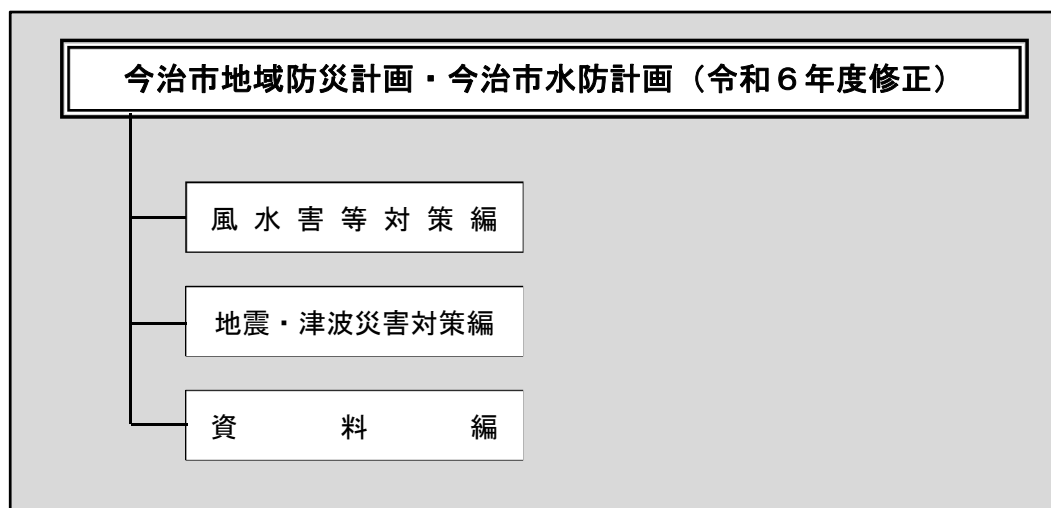
<今治市地域防災計画・今治市水防計画(令和6年度修正) 修正方針>

- ① 防災基本計画修正等、令和5年度以降に改正された法令、上位計画等との整合を図る。
- ② 令和6年能登半島地震等の新たな災害の教訓や知見による修正を行う。
- ③ 今治市の防災対策等の変更(市による緊急輸送道路((仮称)緊急活動道路)の指定、島嶼部での林野火災の発生に伴う対策の強化)等に伴う修正を行う。
- ④ 今治市の最新の組織体制との整合及び今治市の社会情勢の変化等に伴う時点修正を行う。

2 今治市地域防災計画・今治市水防計画（令和6年度修正）の構成

現行の「今治市地域防災計画・今治市水防計画（令和4年度修正）」は、「風水害等対策編」、「地震・津波災害対策編」及び「資料編」の3編で構成されている。

「今治市地域防災計画・今治市水防計画（令和6年度修正）」は、現行計画と同様に「風水害等対策編」、「地震・津波災害対策編」及び「資料編」の3編とする。



3 今治市地域防災計画・今治市水防計画(令和6年度修正)の主な修正内容

(1) 災害対策基本法施行令の改正への対応

① 緊急通行車両の事前確認

- ・指定行政機関等の車両または指定行政機関等の契約・協定に基づき災害応急対策等を実施するために使用される車両は、災害発生時等の前においても緊急通行車両の確認を行うことができることを追加

(2) 国の防災基本計画の修正への対応

【令和5年5月修正】

① 関連する法令の改正を踏まえた修正

- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進することを追加

② 多様な主体と連携した被災者支援

- ・地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めることを追加
- ・避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めること等を追加

③ 国民への情報伝達

- ・電気通信事業者は、通信障害発生時の丁寧な周知広報（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）の実施を追加
- ・障がい者の情報取得・意思疎通に係る体制、設備等の整備に努めることを追加

④ デジタル技術の活用

- ・被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用を追加

【令和6年6月修正】

① 最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・総合防災情報システム（SOBO-WEB）の運用開始に伴い、防災情報のシステムへの集約に努めることを追加
- ・水害対策の強化として、道路のアンダーパス冠水防止として、必要に応じて、排水施設及び排水設備の補修等を推進することを追加。
- ・避難所以外で避難生活を送る避難者等について、自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施を追加
- ・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供を追加
- ・指定避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を県に要請することを追加。

② 関連する法令の改正を踏まえた修正

ア 医療法の改正

- ・災害支援ナースの要請を追加

イ 災害対策基本法施行令の改正

- ・緊急通行車両確認標章等の事前交付を追加

③ 令和6年能登半島地震を踏まえた修正

ア 被災地の情報収集及び進入方策

- ・無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用に努めることを追加
- ・道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化を追加

イ 広域応援

- ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などのリスト化に努めることを追加

ウ 避難所運営

- ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置を追加
- ・避難所における入浴、洗濯等の生活に必要な生活用水の確保について追加
- ・トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮を追加
- ・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化を追加

エ 物資調達・輸送

- ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保を追加
- ・交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めることを追加。

オ その他

- ・長時間継続する津波の見通し等に関する解説について追加

(3) 愛媛県地域防災計画の修正への対応

- ・NPOとNPOをつなぐ災害中間支援組織の役割を明確化することにより、ボランティアセンターに同支援組織の参画を促進し、災害ボランティア等の多様な主体による被災者支援を推進することを追加
- ・避難行動要支援者の個別避難計画や被災者台帳の作成に当たってのデジタル技術の活用に関する対応を追加
- ・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の施行に伴い、障がいの種類や程度に応じて、メールやアプリ、設備機器の設置など多様な手段による防災情報等の発信を推進することを追加

(4) 愛媛県水防計画の修正への対応

- ・重要水防箇所の変更に伴う所要の修正
- ・中小河川への洪水浸水想定区域の拡大（浅川水系浅川・鴨川・日吉川・山田川、竜登川水系竜

- 登川、頓田川水系（頓田川・山越川・山口川・高大寺川・黒岩川・多伎川・黒岩分水路・黒谷川、銅川水系銅川）に伴う所要の修正
- ・頓田川、中川における流域治水プロジェクト策定に伴う所要の修正

（５）令和６年能登半島地震等の新たな災害の教訓や知見による修正

令和６年能登半島地震において顕在化した問題点・課題を整理し、本市地域防災計画・水防計画への所要の修正を行う。なお、防災基本計画（令和６年６月修正）に盛り込まれた事項については、原則として本市地域防災計画・水防計画においても修正を行うものとし、それ以外の事項については、検討の上必要な事項について修正を行うものとする。

【主な検討項目】

（１）過去の大規模地震での問題点・課題で能登半島地震でも顕在化した項目

- ①ライフライン被災の影響（長時間の停電・断水、道路寸断等への対応）
- ②孤立集落・地域の発生（孤立した集落、避難所での医療対応・物資不足等への対応）
- ③密集市街地の火災（防火・消火の対応）
- ④災害関連死の発生（予防・応急の対応）
- ⑤初動体制の見直し（職員被災、道路不通等による影響への対応）
- ⑥受援体制の見直し（自治体カウンターパート、災害ボランティアの活用）

（２）令和６年能登半島地震で顕在化した項目

- ①建築物の耐震性の確保
- ②壊滅的なインフラ被害を受けた高齢化、過疎化が著しい地域での災害復旧・復興事業

なお、検討項目の詳細は、６ページの「資料 令和６年能登半島地震を踏まえた問題点・課題の整理及び見直し項目の検討」に記載した。

（６）今治市の防災対策の変更等による修正

- ・県指定の緊急輸送道路以外の重要な市道について、（仮称）緊急活動道路として指定することを追加
- ・島嶼部での林野火災の発生に伴う対策の強化を追加
- ・指定避難所におけるペット同行避難に関する事項を追加
- ・市の組織機構改編や本市の社会情勢の変化にかかる所要の修正

資料 令和6年能登半島地震を踏まえた問題点・課題の整理及び見直し項目の検討

令和6年能登半島地震より得られた教訓より、下記のとおり見直しの検討項目を設定した。これらの項目のうち、今治市地域防災計画・今治市水防計画に盛り込むべき事項を抽出し、計画に反映する。ただし、現在各機関において検証作業が進められているところであり、今後変更・追加の可能性がある。

参考資料① 令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート

(令和6年6月、令和6年能登半島地震に係る検証チーム)の概要

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/kensho_team.html

参考資料② 輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会

(令和6年3月～、総務省消防庁)の概要

https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-149.html

参考資料③ 建築物被害について

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/202401jishin-taisakuhonbu.html#higai>

<https://www.pref.toyama.jp/documents/38062/higaishien45.pdf>

<https://www.nilim.go.jp/lab/bbg/saigai/R5/notojishin05.pdf>

参考資料④ 被災自治体における初動体制の状況

<https://www.bousai.go.jp/jishin/chihou/bousai/3/pdf/5-1.pdf>

参考資料⑤ 復興について

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/fukko_machidukuri_boduy.pdf

(1) 過去の大規模地震での問題点・課題で能登半島地震でも顕在化した項目

※二重下線部は、一部または全部が防災基本計画(令和6年6月修正)に盛り込まれたもの

① ライフライン被災の影響(長時間の停電・断水、道路寸断等への対応)

☐ヘリ搭載カメラ(ヘリ搭載赤外線カメラ含む)、定点カメラなど様々な手段を用いての情報収集(参考資料①)

☐災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、トイレトレーラー、トイレカー、キッチンカー、ランドリーカー等について、平時から登録・データベース化(参考資料①)

☐プッシュ型支援が届く発災後3日目まで、指定避難所や物資拠点等に最低限必要な備蓄を確保(参考資料①)

☐備蓄は物資調達・輸送調整等支援システムにて管理するとともに、災害発生時には、同システムを活用して直ちに備蓄状況を確認し、必要な物資を速やかに把握(参考資料①)

☐防災井戸等の分散型の生活用水確保の促進(参考資料①)

☐道路啓開計画の未策定地域における道路啓開計画の策定(参考資料①)

☐自衛隊航空機等での車両・資機材の輸送等が円滑に行えるよう、平時からの連携体制構築や連携訓練の実施(参考資料①)

②孤立集落・地域の発生（孤立した集落、避難所での医療対応・物資不足等への対応）

- ☐ 災害現場の状況把握、被災状況の把握、被害認定調査等の様々な場面でのドローンの活用（参考資料①）
- ☐ ドローンの活用による安全かつ短時間での物資輸送（参考資料①）
- ☐ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用し、各種情報を位置情報と結びつけるとともに、避難所や通行可能な道路等の現場の情報がリアルタイムで共有できる体制の構築（参考資料①）
- ☐ 孤立時の状況把握などの対応について、関係機関が連携して訓練を実施（参考資料①）
- ☐ 輸送管理についても、物資調達・輸送調整等支援システムを適切に活用すること、防災訓練等を活用した操作方法等の習熟（参考資料①）
- ☐ 陸路の早期啓開や、空路・海路を活用した物資輸送に必要な準備（参考資料①）

③密集市街地の火災（防火・消火の対応）

（消防本部等の体制強化）

- ☐ 津波時の浸水想定区域での活動について勘案した計画の策定（参考資料②）
- ☐ 津波の状況に応じた効果的な情報収集（参考資料②）
- ☐ 消防水利の確保が困難である場合等における消火方策（空中消火、延焼危険がある倒壊建物等の除去）（参考資料②）
- ☐ 火災の早期覚知、情報収集のためのドローン、高所監視カメラ等の整備促進（参考資料②）
- ☐ 消防署・消防団拠点施設（詰所）等消防施設の耐震化・機能維持（参考資料②）
- ☐ 消防水利の確保（耐震性貯水槽の設置促進、無限水利を活用した遠距離送水）（参考資料②）
- ☐ 震災時の木造密集地域での活動について勘案した計画の策定（参考資料②）
- ☐ 消防団の充実など地域防災力の強化（参考資料②）

（地震火災対策の推進）

- ☐ 地域における火災予防の推進（家具転倒防止対策、耐震自動消火装置付き火気設備、住宅用火災警報器、防災訓練等）（参考資料②）
- ☐ 大規模地震時の電気火災対策（感震ブレーカー等の普及推進）（参考資料②）

（まちづくり）

- ☐ 都市構造の不燃化や密集市街地の整備改善及び住民等の地域防災力の向上に資するソフト対策の引き続きの推進（参考資料②）
- ☐ 老朽木造家屋や避難・消防活動上重要な沿道の建築物等の耐震化の促進（参考資料②）

④災害関連死の発生（予防・応急の対応）

- ☐ 避難者がそれぞれ避難所内での居場所を定めた後にレイアウト変更することは大きな労力を要することから、避難所の開設後、速やかなパーティションや簡易ベッドの設置など居住環境の確保及びこれらの物資を指定避難所等での備蓄（参考資料①）
- ☐ 避難所の開設時に避難者全員にパーティション等が行きわたらない場合においては、まず高齢者・障がい者への簡易ベッドの設置や、女性のプライバシーの確保などを優先的に行いつつ、不足する分については、速やかに必要な物資を調達できる体制の整備（参考資料①）

□段ボールベッドを使用することは、健康の維持にも役立つものであることについて啓発するとともに、段ボールベッドの設置や、実際に地域住民に段ボールベッドを使用してもらう等の訓練の実施（参考資料①）

□発災後の速やかな物資調達が可能なるよう、民間事業者との協定締結の促進（参考資料①）

□資機材（フォークリフト、ハンドフォーク、パレット等）やその操作及び運営に必要な人員の確保（参考資料①）

□避難所の運営責任者（リーダーや副リーダー）には男女両方を配置するほか、あらゆる防災・復興施策に男女共同参画の視点を反映するよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」の活用及び指導的立場にある者や防災部局の職員等を対象にした研修の実施（参考資料①）

□避難所における避難者の支援ニーズをきめ細かに把握し共有できる体制や手法の構築、部局横断で被災者支援を行うための体制づくり（参考資料①）

□初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援のあり方など、福祉的支援の強化（参考資料①）

□温かい食事の提供のため、大型ガス設備や燃料、調理設備等の備蓄の促進（参考資料①）

□自治体による、携帯トイレ・簡易トイレ備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保等のための協定締結等の促進（参考資料①）

□入浴支援を行う NPO や民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所の送迎のためのマイクロバス等の確保、洗濯キットの備蓄、クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者との協議、水循環型シャワー等の新技術の活用の検討など、断水の長期化に対する平時からの準備（参考資料①）

□避難所の規模や設備状況に応じて適切な冷暖房設備の整備や備蓄、及び速やかに調達できるよう民間企業等との協定の締結等（参考資料①）

□ホテル・旅館等との連携協定の締結（参考資料①）

□速やかに耐久財等の調達が可能となるようなリースの活用（参考資料①）

□医薬品の輸送手段や避難所での管理方法について、関係団体等と事前に調整（参考資料①）

⑤初動体制の見直し（職員被災、道路不通等による影響への対応）

□家族の被災や道路寸断などにより、発災当日等は少ない職員で対応しなければならないこと、道路寸断等により応援職員の到着も遅れることも予想されるため、業務継続計画における非常時優先業務のさらなる絞り込み（参考資料④）

⑥受援体制の見直し（自治体カウンターパート、災害ボランティアの活用）

□対口支援職員が避難所運営を行い、被災市町の業務負担の軽減が図られたことから、避難所運営への受援体制の充実（参考資料①）

□物資拠点での物資受入れ、搬送計画の策定、搬送等の業務について、民間委託等がスムーズにできるよう、物流事業者との災害連携協定の締結（参考資料①）

□平時から専門ボランティア団体や中間支援組織であるNPO等との連携体制を構築しておく方策の検討（参考資料①）

□炊き出しや食品の供給を行うNPOや関係事業者等との協定締結の促進（参考資料①）

(2) 令和6年能登半島地震で顕在化した項目

①建築物の耐震性の確保

- 新耐震基準以前の建築物について、耐震診断・耐震改修の促進（参考資料③）

②壊滅的なインフラ被害を受けた高齢化、過疎化が著しい地域での災害復旧・復興事業

（復旧）

- 罹災証明書が迅速に交付されるよう、航空写真の活用、地域一括での「全壊」判定、デジタル技術を活用したリモート判定等の積極的な活用（参考資料①）
- 発災後できるだけ早期の公費解体に関する相談や、罹災証明書の交付後速やかな申請の受付を可能とするための仕組みや体制構築等に関する検討、さらに、被災者の負担軽減の観点から、申請書類の簡素化等の取組（参考資料①）

（復興）

- 集落内の空き地等にふるさと回帰型の木造仮設住宅の建設（供与期間終了後は、市所有住宅として管理し被災者に貸与、その後、被災者が希望する場合には、適正な対価で譲渡）（参考資料⑤）
- 復興まちづくりにあたっては、地域住民の意向を丁寧に把握し、地域に寄り添った合意形成手続きを進めること、住まいと暮らし、生業について将来展望を持てる地域の姿を早期に示すことが必要（参考資料⑤）
- 地区の整備をどのように行うべきかについては、地域住民の居住や事業の継続意向に加え、「地域住民の経済的負担や事業終了までの期間の長さと、地区の課題解決との兼ね合い」も踏まえ、きめ細やかに検討することが必要（参考資料⑤）
- 集落は、水産業や農林業といった生業との関わりが深いという地域特性があり、集落の将来像を描いていくためには、農林水産業等に関わりのある居住者全体で、生業に関わる施設との関係も含めて議論していくことが重要（参考資料⑤）
- 今回の地震においては、大規模な断水や停電等が発生したことも踏まえ、災害用の井戸の整備、分散型電源（再エネ、蓄電池、コジェネ、電動車等）の活用、下水道等から浄化槽への転換など、災害に強いまちづくりに取り組むことが必要（参考資料⑤）

